

平成30年皆野町農業委員会第11回定例総会議事録

1. 開催期日 平成30年11月26日(月)
2. 開催場所 皆野町役場 3階 301会議室
3. 開議時刻 午後 1時30分
4. 閉議時刻 午後 2時30分
5. 宣告者 皆野町農業委員会長 四方田 忠 則
6. 委員出席状況

農業委員：出席者：13人・欠席者：1人

推進委員：出席者：5人・欠席者：0人

番号	氏名	備考	番号	氏名	備考
1	浅見 寿太郎	出席	11	四方田 忠 則	出席
2	葦原 義人	出席	12	久保 明弘	出席
3	吉岡 徳夫	出席	13	長島 徳治	出席
4	大村 茂	出席	14	門平 喜良	欠席
5	門平 眞一	出席	皆野	田島 武正	出席
6	高橋 健一	出席	国神	土屋 貞夫	出席
7	若林 治	出席	金沢	田中 輝雄	出席
8	黒沢 文作	出席	日野沢	高橋 清勝	出席
9	齊藤 三恵子	出席	三沢	扇原 久栄	出席
10	山口 明	出席			

7. 会議に付した議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書に対する意見について

2件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見について

1件

8. 事務局 宮原宏一、井上裕太

9. 会議の概要

四方田会長  
あいさつ

皆さんこんにちは、県外研修においては、高知県と決めていただき、ナスの大規模産地、また、馬路村という村、それぞれ目指す道は違えど頑張っていると感じました。浅見委員から聞いたのですが、馬路村で生産しているジュースが中学校の教科書に載っているとのことです。

軽トラ市におかれましてもご協力頂きまして多くの荷が集まって盛大に出来たと思います。

今の時期とすると温かい日を迎えておりますが、本来であれば秩父夜祭りに向けて寒波が来て畑も凍ってしまうわけですが、南の方では台風が発生したそうです。

いずれにしろ県外研修が出来ましたことに感謝申し上げましてあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

事務局

大変ありがとうございました。それでは、議案に入りたいと思います。

議長を四方田会長にお願いいたします。

四方田会長

ただ今の出席委員数は18名です。

定足数に達しておりますので、これより平成30年皆野町農業委員会第11回定例総会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。

なお、本日の会議に欠席の届出は、14番、門平喜良委員の1名でございます。

次に議事録署名人に、

12番、久保明弘委員

13番、長島徳治委員をご指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

出席委員

(異議なしの声あり)

四方田会長

ご異議ないものと認めます。よって、議事録署名人に、

12番、久保明弘委員

13番、長島徳治委員にお願いいたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書に対する意見について2件を議題といたします。

番号1について審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

四方田会長

農地利用最適化推進委員として、金沢区域担当の、田中輝雄委員に  
対象農地の状況について説明を求めます。

金沢区域担当  
田中委員

20日に若林委員、事務局と現地確認を行いました。県道を〇〇〇  
から皆野より、〇〇、〇〇の町道を進み、昔民宿があった先、橋を3  
つ渡った先に申請地がありました。現地は、譲受人の自宅から少し勾  
配のある畑でした。畑といっても周りも少し耕作されている程度でし  
た。現地は耕作されておらず茅が生い茂っている状態でした。譲受人  
のお宅の側の農地で重機の扱いにも慣れていきますので改善してい  
くと思えます。よろしく願いいたします。

四方田会長

農業委員として、地区担当の、7番若林治委員も農地の状況確認に  
同行されていると思いますが、補足することはございますか。

7番  
若林委員

先日、田中委員、事務局と現地確認してまいりました。田中委員の  
説明にもあったとおり譲受人の自宅の裏手の畑になります。譲受人が  
管理すれば、耕作放棄地だったものが改善するわけで問題ないと思  
います。よろしく願いいたします。

四方田会長

これより本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

四方田会長

質疑がございませんので、これより採択いたします。  
本件は、農地法第3条の規定による許可申請であり、皆野町農業委  
員会が申請者の所有権の移動に対して可否を決定し、許可指令書を発  
行します。  
本件の申請内容を可とする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

四方田会長

挙手委員が多数と認めます。  
よって、本件は許可することに決定し、申請者に許可指令書を交付  
します。  
番号2について審議します。

	事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	(事務局朗読)
四方田会長	農地利用最適化推進委員として、日野沢区域担当の、高橋清勝委員に対象農地の状況について説明を求めます。
日野沢区域担当高橋委員	19日に高橋委員と事務局と3人で現地確認してまいりました。場所は〇〇集落の手前の谷津の頂上で金沢に抜けられる道がある場所になります。〇〇〇と〇〇〇は自宅の横にありまして、篠が生えてしまっていて耕作が大変かなと思いました。〇〇〇はススキがあったり、昔は梅を取ったのか梅の木が2本あったりしました。現地は近隣の農地には影響が無いと思います。以上、審議の程よろしく願いいたします。
四方田会長	農業委員として、地区担当の6番、高橋健一委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。
6番高橋委員	高橋委員の説明のとおりです。3筆ともかなりの年数を畑として使用していない印象を受けました。雑草が生えてしまっていました。直ぐには野菜は作れない印象でしたが、申請書には果樹を栽培するように書かれておりますので、果樹であれば可能かと思います。よろしく願いいたします。
四方田会長	これより本件に対する質疑を行います。
出席委員	(なしの声あり)
四方田会長	質疑がございませんので、これより採択いたします。 本件は、農地法第3条の規定による許可申請であり、皆野町農業委員会が申請者の所有権の移動に対して可否を決定し、許可指令書を発行します。 本件の申請内容を可とする委員は挙手をお願いします。
出席委員	(委員の挙手)
四方田会長	挙手委員が多数と認めます。 よって、本件は許可することに決定し、申請者に許可指令書を交付

します。続きまして、議案第2号。農地法第5条の規定による許可申請について1件を議題といたします。

番号1について審議いたします。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

四方田会長

農地利用最適化推進委員として、皆野区域担当の、田島武正委員に対象農地の状況について説明を求めます。

皆野区域担当  
田島委員

16日に吉岡委員と事務局3人で現地を見てまいりましたので説明いたします。

場所は、〇〇〇の〇〇トンネルの出口の信号を〇〇〇方面に進んで直ぐのところの細い道に入り、交差路を右に50m位行った先に現地があります。ここは、事業をするには適した土地であり、作業所とのことですが問題ありません。よろしくご審議の程お願いいたします。

四方田会長

農業委員として、地区担当の3番、吉岡徳夫委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

3番  
吉岡委員

田島委員の説明のとおりです。場所は〇〇〇を抜けた奥になります。譲受人が先だって購入したお宅の横になります。近隣も殆ど住宅になっておりまして問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

四方田会長

これより本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

四方田会長

質疑がございませんので、これより採決いたします。

本件は、許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

四方田会長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定いたしました。

以上で、審議いただく議案はすべて終了いたしました。ありがとうございました。